

## ○中古住宅・リフォームトータルプラン検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「中古住宅・リフォームトータルプラン検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において策定することとされている中古・リフォーム市場整備のための具体的施策を内容とするトータルプランについての検討を行うことを目的とする。

(委員の任命等)

第3条 検討会の委員は、住宅分野に精通する有識者のうちから、国土交通大臣が任命する。

(座長の任命)

第4条 検討会には座長を置く。

2 検討会の議事の進行は、座長が行う。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、公開とする。

2 検討会の資料及び議事内容については、座長に確認の上、原則として、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は国土交通省住宅局住宅生産課に置く。